

●国民健康保険の手続き●

Table with 3 columns: 区分 (Category), こんなときは手続きを (When to apply), 手続きに必要な物 (Required documents). Rows include: 国保に加入するとき (When joining), 国保を抜けるとき (When leaving), and そのほか (Others).

※保険証を交付する際、上記のほかに本人と確認できる書類（運転免許証、住民基本台帳カードなど、顔写真付きのもの）をお持ちください。

国保・年金

国民健康保険
こんなときは届け出を

【職場の健康保険資格を喪失した場合・加入した場合】
会社を辞めたなどの理由で健康保険の資格を喪失した場合、本人と被扶養者は国民健康保険（以下、国保）に加入することになります。退職日の翌日から加入資格が発生するので、14日以内に届け出をしてください。

て診療を受けた場合、国保で負担した医療費は返還することになります。

保険証が切り変わったときは、現在かかっている医療機関にその旨を伝え、新しい保険証を提示してください。

【市外へ転出した場合・市内へ転入した場合】
国保加入者が市外へ転出した場合は、新住所地の国保資格を取得することになります。

ただし、修学のために市外へ転出した場合は、特例として当市の国保資格が継続されます（学生でなくなった時は特例を喪失する手続きが必要です）。

また、前住所地で国保に加入していた人が、当市へ転入した場合、新たに当市の国保資格を取得することになります。※手続き方法などについては左表を参照。

司法書士による
無料相談会

相続・贈与などの不動産登記、多重債務問題、成年後見・少額訴訟、会社設立・役員変更等の商業登記など、司法書士業務に関する無料相談会です。

時 4月8日(水)午後6時～8時。
場 中央駅前地域交流館（中央南）。
費 無料。
申 予約不要。
※詳しくは下記へ。
〒千葉司法書士会佐倉支部 支部長・廣瀬 (☎043-461-7542)。

加入している年金制度が変わったら届け出を

加入している年金制度が変わった場合は、忘れずに変更手続きをお願いします。

【国民年金第1号被保険者に加入するとき】
会社を退職したとき（被扶養配偶者も同様）、配偶者の扶養から外れたとき（収入増や離婚など）は市役所へ届け出。

【国民年金第3号被保険者となるとき】
配偶者の扶養になったとき（結婚や退職など）、配偶者が会社を変ったときなどは、配偶者の勤務先へ届け出。

届出方法など、詳しくは左記へ。
国船橋年金事務所（047-1424-8811）、市国保年金課高齢者医療年金班（☎内線289・299）。

国民年金保険料の前納制度

平成27年4月から平成28年3月までの国民年金保険料は、月額15,590円に変更されました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、銀行や郵便局またはコンビニエンスストアなどで納めることができます。

（市役所では納付できません）。

納付方法として、年度内の保険料をまとめて納付する前納制度があります。

前納は納め忘れがなく、しかも年間3,320円（納付書年払いの場合）の割引となり、大変お得です。

また、口座振替やクレジットカードでも納めることもできます。口座振替の申し込みは銀行などの金融機関、クレジットカード納付の申し込みは、市国保年金課または印旛支所・本支所で手続き可能です。

【国民年金第3号被保険者となるとき】
配偶者の扶養になったとき（結婚や退職など）、配偶者が会社を変ったときなどは、配偶者の勤務先へ届け出。

届出方法など、詳しくは左記へ。
国船橋年金事務所、市国保年金課高齢者医療年金班。

学生納付特例制度の手続き
同制度は、学生の在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。

申請は、毎年度必要ですが、日本年金機構より継続申請のながきが届いた人は、はがきで申請してください。

りますので、ご注意ください。

学生特例承認期間分の追納は、10年以内であればさかのぼって追納できます。ただし、3年度目からは、当時の保険料に一定の加算金がかかります。

また、追納しない場合には、将来に受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、その分減額されます。追納できるようにしたときは、年金事務所へご連絡ください。

【大学（院）・短大・高等専門学校・専修学校に在学の人、各種学校の1年以上の課程に在籍している人（海外の学校の学生は対象となりません）で本人の前年所得が118万円以下の人。】

【新年度有効な学生証（両面コピー可）または在学証明書、年金手帳、認め印を持参し、国保年金課高齢者医療年金班または印旛支所、本支所へ申請。

郵送の場合は、申請書に必要な事項を記入し、学生証の両面コピーまたは在学証明書を添付して国保年金課高齢者医療年金班へ郵送。

※詳しくは左記へ。
国船橋年金事務所、市国保年金課高齢者医療年金班。

国民健康保険人間ドック・脳ドック検査助成の申請
国民健康保険に1年以上加入している40歳以上で、左記の要件を満たしている人は、事前に申請することで人間ドック・脳ドックの検査費用の2分の1の額が助成されます。

①国民健康保険税を完納している人。
②人間ドックの受検者は、当該年度に特定健康診査を受診しない人。

ていない人。

●助成限度額【人間ドック】30,000円、【脳ドック】20,000円。
（手続き）

検査医療機関を予約し（指定医療機関なし）、検査日の2週間前までに、申請書を市役所・印旛支所・本支所へ提出する（申請書は、市ホームページまたは国保年金課、印旛支所・本支所へ配布）。

※受検後の申請では、検査費用の助成を受けられないのでご注意ください。

※詳しくは左記まで。
国保年金課保険給付班。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成
後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者で、次の要件を満たす人。

①後期高齢者医療保険料を完納している人
②市で実施する健康診査を受診していない人（脳ドックのみの検査は対象となります）。

●助成額【人間ドック】検査費用の2分の1（30,000円限度）、【脳ドック】検査費用の2分の1（20,000円限度）。

●検査医療機関を予約したら、検査を受ける2週間前までに申請してください（申請書は市ホームページまたは国保年金課、印旛支所・本支所にて配布）。

みんなの迷惑考えて

やめよう!! 自転車の放置

市では、安全で快適な駅前空間を実現するため、市内の駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。

この区域内道路に30分以上駐輪された自転車、原動機付自転車（総排気量50cc以下）は、放置車両として撤去します。なお、撤去された自転車、原動機付自転車の返還を受ける際には、手数料（自転車2,100円、原動機付自転車4,200円）が必要となります。

駅周辺に自転車などを停めるときは、道路上や駅



一人ひとりの心がけを

前広場に放置せず、自転車駐車を利用しましょう。また、不要になった自転車などは、放置せず適切に処分してください。マナーを守り、美しい駅前空間をつくりましょう。

市民安全課市民安全班（☎内線712）。

●申請の方法：郵送または被保険者証・印鑑を持参し、国保年金課高齢者医療年金班または印旛支所・本支所の市民サービス課の窓口で申請してください。※詳しくは左記まで。
国保年金課高齢者医療年金班（〒270-1139 印西市大森2364-12 ☎内線288・289）。